

## 補助対象事業の詳細（令和5年度）

令和6年度では、補助内容を変更する場合があります。

## 1 商店街等環境整備事業

## (1) 施設設置・改修事業

## ア 補助対象団体

商店会、小売市場

## イ 補助対象事業

- ・ アーケード、カラー舗装、LED電球、統一看板、放送設備、案内板、消防用機械器具、防犯カメラ、AED等の設置・改修
- ・ 街路灯の設置及び改修

## ウ 補助金の額（※1，000円未満の端数は切捨て）

## a 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補助率 3分の1以内
- ・ 補助限度額 2,000千円

## b 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 2,000千円

## エ 補助対象経費

上記イのために必要と認められる経費

## (2) 空き店舗対策事業

## ア 補助対象団体

商店会

## イ 補助対象事業

商店街等の空き店舗を活用して行う、商店街の活性化に寄与する施設（チャレンジショップ、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設、地域農産品等のアンテナショップ等）を設置・運営する事業

## ウ 補助金の額（※1，000円未満の端数は切捨て）

## a 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補助率 3分の1以内
- ・ 補助限度額 5,000千円

## b 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 5,000千円

## エ 補助対象経費

店舗改修工事費、設備費（ただし、移動可能な備品類は除く。）、店舗賃借料（1箇月200千円以内かつ6箇月を上限とする。）

### (3) 街路灯撤去事業

#### ア 補助対象団体

商店会

#### イ 補助対象事業

共同施設である街路灯の撤去事業

#### ウ 補助金の額（※1, 000円未満の端数は切捨て）

##### a 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補助率 3分の1以内
- ・ 補助限度額 2,000千円

##### b 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 2,000千円

#### エ 補助対象経費

街路灯撤去費

（以下の要件を全て満たす街路灯を対象とする。ただし、安全上の理由等から市長が認めた場合はこの限りではない。）

- ・ 設置や改修後、毎年4月1日時点で（耐用年数である）10年を経過していること。
- ・ 撤去後の照度確保の方法や撤去・新設に関するスケジュール等を含め、道路管理者である建設局（土木事務所）との合意がされていること。（本申請までに）
- ・ 撤去について商店街組織として合意されていること。（本申請までに）

## 2 商店街等キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業

### (1) 補助対象団体

商店会、中小商業団体等、及びこれらの連合体、並びに地域商業ビジョン推進団体

### (2) 補助対象事業 別添事例参照

- ・ キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業
- ・ 事業のデジタル化・オンライン化
- ・ 専門家による研修事業
- ・ 消費者向けの普及・周知・PR事業

### (3) 補助金の額（※1, 000円未満の端数は切捨て）

事業区分	補助率	補助上限額
専門家による研修事業	2 / 3	30万円
キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業	1 / 2	100万円
事業のデジタル化・オンライン化		
消費者向けの普及・周知・PR事業		

※研修とその他の取組、それぞれ1回ずつ申請可（同時も可）

なお、受けられる補助金額は最大で100万円。

### (4) 補助対象経費

- ・ デジタル機器等の購入費
- ・ システム利用料
- ・ リース・レンタル費
- ・ 事業実施に必要な消耗品購入費 等
- ・ 広報費
- ・ 各種手数料
- ・ 講師謝金
- ・ 委託費
- ・ 会場使用料
- ・ 人件費